

[事案 23-40] 新契約無効請求

・平成 23 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行員の虚偽説明および説明不十分により、商品内容を誤解して申し込んだとして、変額年金保険契約の取消し、既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 12 月に、銀行員（募集人）から、定期預金よりも高い「利子」がつく新しい商品で「1,000 万円預けると、年 30 万円ずつ利子がつく」、「元金が保証されている」と虚偽の説明を受け、投資リスクを負うことその他のリスクの説明を一切受けることなく変額個人年金保険に加入した。これらの虚偽の説明又は説明不十分によって契約内容を誤信して契約したものであるから、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

本件保険の募集にあたっては、申立人に対して、パンフレットと契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）を用いて商品説明し、投資リスクを伴うこと、満期後は年金として支払いがなされる年金保険であって、年金受取総額について一時払保険料額が最低保証されること、諸費用が伴うこと、について説明をしている。よって、申立人の請求に応じることができない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、要素の錯誤による無効を主張するものと解し、当事者双方から提出された書面の内容、申立人と募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記の事実により、募集人は、募集資料を用いて、リスクを含めた本件商品の内容につき適正に説明したと推認され、仮に、申立人に錯誤があったとしても、申立人には「重大な過失」があったといわざるを得ず、申立人から無効を主張することはできないことから、申立内容を認めることはできず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) パンフレット表紙には、「〇〇生命保険の変額個人年金保険」と明記され、本件商品が生命保険会社の変額個人生命保険であることは、容易に知ることができる。また、同パンフレットには、リスク（投資リスクや手数料等）についても記載されている。
- (2) 「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」には、積立期間中に解約・一部解約をした場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はないこと、将来の年金額・死亡保険金額・積立金額・解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって変動し、積立期間中に解約・一部解約をした場合等には、損失が生じるおそれがあることが、契約者の注意を惹くように記載されている。
- (3) 「試算書」の募集補助資料には、年金額シミュレーションが、運用実績が「▲5%」「▲3.5%」のケースも含めて記載されている。この試算書につき、申立人は、募集人が運用実績がプラスの場合のみを説明し、マイナスとなる場合を説明しなかったと主張するが、同試算書では、運用実績がマイナスとなる場合につき白抜き文字でかなり目立つように記載されており、この部分だけを募集人が説明しなかったとは通常考えられず、直ちに信用することはできない。
- (4) 「意向確認書兼適合性確認書」の「特にご確認いただきたい事項」の中には、「本保険

商品は（中略）特別勘定で運用され、特別勘定の運用実績に基づいて死亡保険金額・運用金額・年金額・解約返戻金額等が変動すること、またその価格変動リスクは保険契約者および各受取人に帰属することをご理解いただきましたか。」「（中略）運用期間の途中で解約された場合の解約返戻金額は、運用実績および所定の解約手数料（解約控除）により一時払保険料相当額を下回る可能性があることをご理解いただきましたか。」との質問項目があるが、申立人はその全項目につき、「はい」の欄にチェックマークを付し、自署している。

- (5) 「お客様へのお知らせ」中の「保険商品のお申込みのご検討にあたって」と題する項には、留意点の一つとして、「保険商品は、生命保険会社の商品であり、預金と異なり元本の保証はありません。」との記載があり、申立人は、確認欄に自署している。
- (6) 申込日に、募集人は、上司とともに、申立人宅を訪問し、約1時間かけて本件商品の説明をしているが、その際、パンフレット・契約締結前交付書面等の募集資料を用いることなく、変額個人年金保険のような複雑な商品について説明することは困難であり、募集資料と明らかに矛盾するような虚偽の説明をすることは想定し難い。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。